

新 年

あけ

ま

Ū こてお

め

て

を 徹 底 的 に 追 しり 込み今年こそ! 勝 利するぞ

南 労 会 支 部

を若杉に突きつけました。 け の隊列は、 若杉自宅前を通る九〇名 うございま 結集頂き、 理事糾弾集会とデモにご とうございます。 元旦早々から、 ての 我欠 じした。 の決意と怒り 闘争勝利に 誠にありがと 若杉常務 集会と 本年も きむ

労働 銀 手を貸す三菱東京UF 行大阪店前 屋橋 行 大口 $\tilde{\mathcal{O}}$ 犯 月四日朝からは、 の三菱東京UF 責任 罪 を訴え、 顧 を追及 Ç 客が新年の挨 南労会 これ $\widehat{\mathbb{L}}$ ま J 淀 . J i の 銀

拶に続々と到着する中

私 と確信しています。 少なからぬ打撃を加 たちの 新年冒頭からのご支援 訴えは 銀 行 えた 側 に

連帯、 ございました。 本当にありがとう

闘争は二十一年目 昨年八月五日、 の 南 闘 党分会 ίÌ

に入りましたが、

か

べくも

らこそです。 も港合同と官民 長 御礼を申し上げます。 ご支援 き闘 争を堅持できた 共闘 ıŊ が あ の から厚く った 仲間 か \mathcal{O} の

告し、 述べさせて頂きます。 以下、 新たな年の決意 昨年の闘 61 を報 を

事会内紛、 松 浦 診 療所縮 小儿 閉鎖攻撃との闘 61

理

多 の 若杉は紀 的対立が表面化しました。 長と若杉常務理)数派工作を行い Ŏ 「女性問題」 元凶である松浦 昨 年 和病院で、 凣 月、 を宣 事 組 あ 合 伝 理事 決定 松 松 浦

つぶ 他方、 浦理 立てました。 などを求める仮処分を申 理事長に選 佐藤紀和 理事長としての地 事 松浦は同年一〇月、 長解任」 病院副 任 を決 ま 理事長解 院長を新 位保全 議 た。 Ų

渡し、

気

に」との

理事 任は てい 退職することを発 松浦は二月末で南労会を 渉に入りましたが、 この仮処分裁判は和解交 ことが目的」というのが に クーデター」 者誘導 松浦の主張です。その後 不明朗な財務や情実 一月には決裂。 対し 月十八日から猛 定款 の た特別監 九 陰謀による違法 《違反」 月から予定され 「 (若杉の) 査をつぶ その 烈 表 部 な 後 昨 年 な \emptyset

さんには脅しまが でそちらに転院するよう 院で週二日 「三月から西区 を開 の進 書 診 始 面を診察 察を行る ま な の ま 山梨病 しし 61 患者 中に うの た。 のこ

十名の

とも言

Γĺ

三月には百二

(剣に耳を貸

Ū

ŧ

ぜ

h

で

所は

閉

鎖する

か

な

61

 \sqsubseteq

Ш

梨

病

院に 患者

去りまし

た。

さんらと共に 労働 現在で、 に 隔 始 した。 土曜休診、 攻 在 南労会闘 のために診療 予想通り若杉は なる事態が現実化すると、 げ が 撃一 が月額 激 職組合員 地 してきまし 入れた、 転勤 減 名 三月に入り 紀和 争 攻撃二名と 所内配 健診 千万円 診療 つぶ \wedge 診 病院 た。 の 所 療 自己 部 攻 の 所 所 転 解 昨 撃 縮 を 閉 減 患 \mathcal{O} **一**名、 体な 出 |鎖と (保 年 視 収と 売 者 \mathcal{O} を 川 張 遠 末 開 野 身 数 上

りと闘 時間半 職復 を喰 と強 てい 勤 ぎらせながら、 を受けた当該 くり返してい 否定する許 て反撃しています。 九月府労委申立て等を の卑劣な攻撃に を強 帰 Ü 弁 ま -から四 **ब** う意志を 制され U 奪還をめざし、 ばって闘 組合 組 難 合 ながら、 時 組合員は ま 四名の は 固 間 ਰੋਂ 怒りをた 61 の め 11 半 対 権 若杉 ぬ の 攻 応 利 撃 怒 を 原 61 歯 \equiv 通 を

間 逃げ 狼狽 合 に でも利 とを突き止 クリニックを開 昨 いきます。 追及をねばり強く行 任 申入れましたが、 は 年 を免罪 の不当労働行為・争 (医) 他 松 方、 まわってい ・興奮し、 十二月一日より近 浦 権 理 良 争 松 ませ め、 事 和 ĺ١ 浦 を 起 長 会 が 話合い 業する 山梨 ます。 話合 松 の 二 〇 松 浦 って 病院 議 か 浦 しし 内 組 年 は 科

芸杉、 松 浦 佐 藤 南労会の 刑 事責任を追及する闘い

東京地 救 たニ $\frac{-}{\circ}$ 済 命 件の 裁 〇八年三月と四 令 ば、 の 不当 ф 部 一労働 -労 委 を支持 行 の 為 出 す 裁

若杉はヘラヘラと笑い

 \subset

れをやらなけ

れ

ば 解

診 雇 権

療

と団交で要求しましたが、

項。

従

わ

なけ

h

ば

浦

を元 さな

 \mathcal{O} 立

場

にもどせ」

では

な

61

経営

 \mathcal{O}

専

事

ر *ا*

と主張、

松

配

転は団

]交で決め

る

問

題

紛 者

の

犠

牲に

されることは

れに対して若杉は

転

勤

責任は若杉

にある。

労働

組

合が理事

会

内

どです。

組合の団交申入

戸 まし を受け、 る ば 判 た。 組 決と緊急 合と中 そ 緊急 Ō ·労委 命 後、 命 令 令 Ē 大阪 を の 通 発 従 報 地

円と四 計五百万円 が 定 確 しし 込まれました。 定 百 たたため 昨 万 \mathcal{O} 年 円 過料 五 \mathcal{O} 南労 月、 過 料料 納 会 を決 \subset 付に は 'n

な

61

南労会に

対

して百万

刑

に処せられる

)情勢

が

到

などの

御

堂

来

したということで

ਰ

~ 九 りま 労働 年 状態となり、 お 定する 未 れ 確 た十二回 また、 \mathcal{O} 61 払 禁錮 委 て 命 定判決に支持され 61 た。 刑事 九 員 \mathcal{O} 事 7七年) 令が と百万円の 緊急命令が 件 会 結 果、 若杉らが、 罰 命 は 確 の対 労組 令不履 南労会 九 定 の 最 る象とな 法 九 高 畄 罰 ŧ 時 の 行 裁 二年 た は さ 規 余 余

為追及 り、 二〇年に及ぶ不当労働 を迫る闘 履 の大きな武器として 行 最 いうことです。 価 企 い 果であり、 とが必要です。 業 ぬくとともに、 大の 行するの 闘 が 「悪質な不当 争、 今後 社 • 弱点の 会的に 南労会」 \mathcal{O} 61 の 闘 行 を 強 か、 裁 史上 政 61 闘 判 Ö 確 \mathcal{O} 争な とい 一労働 とつで 例 化 刑 闘 南労 定 重 事 争、 を 葽 す 命 U 活 などで 会 たと ā う評 見 罰 令 行 な を 用 銀 あ な 行 \mathcal{O} か 為 成

は深刻 乱脈 収 てい 不 正 任追及は 銀 いるのが三菱東京 支え、 行 裏 的に支配管理下に 権譲渡させるなど、 超過などに 薬 など 行です。 経理 ī 体 異 局 ま ਤੂੰ ਰ 八常な拡 診 の 流 σ な経営危 開 粉飾 療 設 用 勝 この より、 報 未 事 利 U た違 酬 の 払 $\tilde{\mathcal{O}}$ 大路 別 実 決 銀行 を全 南労 ,)機 〔 算 た 法 お め E 南 線 人 法 の ١١ Ē F 実質 会 陥 労会 債務 \mathcal{O} \mathcal{O} 額 不 な \mathcal{O} 不 責 を 正 7 債 つ 強 買 第 J

不当労働 行 61 賃 為 金 تح 表 を 闘 なく、 銀 行 情 ビラまき・ が たえてい らかにこれらの できました。 株主総 念 \mathcal{O} を拒否してい 筋 可 拡大の 宣行動 最 ってい 席につくよう粘り強 大阪店へのデモ・ 欠な闘 . の ŧ 重 代 会 経営責任 闘 視 きます。 理 ίÌ ま などに ਰ ਰ 東京 61 する使用 人 交渉申 であり、 ます そのも 弁 銀 闘 護 組 行 取 本 者が交渉 港合同 出では が りく 入れ 合 は 店 61 街宣

は

が

交渉

明

 \wedge

 \mathcal{O}

菱 東京U F 銀 行 \mathcal{O} 責 任追及 (D 闘 い

+ 名の不当 解 雇 几 億 円を超える賃 金 耒 払 ĺ١

求

する訴

億

六

千

方円

昨

年

八

■六億六千万円 1.損害賠 / 償請求 裁 判 闘

争

して貫いていきます。

の 者

概

訟をおこ を南労会に 月 組 合 ま は 請 六 た。 九 0 賃 年 請 Ê Ś 求 げ 内 九 容 九 十三回 は、 七 年 (1) の ഗ 力. Ŧī

> 組織を強化拡大し、 階級的労働運動の発展をめざそう!

部組合員に

は支払わな

61

Ç

南労会は

被

和 解

交涉

の

最

名に対し各四

百

一千数百万円の

滞なく て妥協 は、 者 は、 慰 減額条件を付すことによっ た上で、 \Box 確定) 割 \mathcal{O} 大 帷 料です。 賃 阪 支払 他 金 〇〇七年九 高 です。 協定書締結を妨 南 の全従業員に の生活の 裁 61 労会が不 ながら、 時金を労 請 永 この 求 井 月 糧とし の -当な 判 判 根 支 遅 働 決 決 拁

時

金

2

遅

延 損

害

金

3

法

な減

額四条件を撤

誠

実に交渉すれば

妥

結

で

頭 裁

論

戻

判

は

月

命 弁

令

 \mathcal{O} に

活

内

外

 \mathcal{O}

けです。 棄却し との す。 な減 きる ない \subset ベ 過料まで課せら 南労会は、 れを根 たところの これは永井判決が ※額条件を撤 判 特段の事情」であり、 断をもって請 ました。 拠に 支払 その 提 われる) 「妥結でき)後 も 訴 ħ ところが こ せ たわ ず、 61 違 求 沭 ま 法 を

主張と超低 には 続 著 を示して、 であるような訴 制に対する無知 しく、 けてあげく、 かし 南労会が言うま 単なる民 裁判官 額 判 の · 無理 」 の 労 訟 決は 解 昨 決 年 指 事 解 厳 金 ま 後 揮 事 働 を Ĭ * 件 額 \mathcal{O} 法

為を構

成すると断じ、

計

不当労働行為かつ不法行

ことをくり返した行為は

支払

を命

じ 円

た

期

四

Л

 $\hat{\circ}$

ŏ

方

 \mathcal{O}

慰

謝料

げ

時

金

相当

額 か 画

の

損

害

に

うい

ては

南

労会が

裁

判

所

が

命

じ

た仮

い

賃

六

、 名 の

不当解雇

Ē

対 払

 $\overline{}$

も

 \mathcal{O}

で 61

た。

賃 的

上 な \mathcal{O}

ため

 \mathcal{O} 和

脅しです。

か

う

ラ

北

的

してきました。

十三回 つい きました。 いですよ。 全部救済勝 直後の十二月二五日には、 日交渉は決裂しましたが、 ないと」と組合を脅して の 再び中 利 十二月二十一 時金未払 ここで和 命 令 労委より が 送 61 解 達

ば 用 識 圧 をひ 倒 き含 なりません 的 闘 つくり め 7 61 - 労委 で裁 法廷 返

賃 金も払 わず 解 雇 た労働 十三日 され ります。 者に破 ました。 からロ 産攻 ф

判

 \mathcal{O}

認

な 所

け

袋撃を通:

告

者破産を申立てると通 解に引きずり込 組合を記 万 円 解 h 金 後 ば 죔 雇 \mathcal{O} 第三 か を 者 過 敗 請 か 告 5 九 程 に 許すことはできません。 て余り 61 刑 金 \mathcal{O} も 卑 金 事 払 を などです。 を請 責任 劣な 続 わずに解 あり け 非 な が 求 ŧ するとは若 がら被解 問 人間性を示 ਰ੍ਹੇ わ 雇 未 れる 払 絶 た 61 未 対 雇 上 賃 杉 払 金 者

求 、

支払わなけ

まとめ

南労会闘 争 の 原 点 は 南

> 組織を強化拡大し、 階級的労働運動の発展をめざそう!

(5) 第209号 2012年1月10日 団結こそ命、闘争こそ力

被災地 年も早 外主義(合員 張 る決意です。 闘 ſί て原発を止める闘 る沖縄闘争との連帯、 下市政との 失 業**、** 条例案阻 切り、 \mathcal{O} いぬき勝利をもぎりと からー への自覚に基づいた闘 高まる情勢です。 組織としての力を出 の扇動と戦争の 々 貧困、 から府議会で 被曝者と連帯 執念を燃やして 周 闘 止 年 い \mathcal{O} 格差、 σ 闘 闘 緊迫 61 61 ≡ 等な 61 るす 緊 橋 \mathcal{O} 今 排

تلے す きま お願いします。 「受けた支援を運 が ਰ੍ਹੇ 精 あ 神で共に闘 り 本年もよろしく ま す 置ってい 私 動 達 で返 も

る労働

者

診

療

所

破

懐との

つぶ

しとの

闘 権

いです。

 \subset

の原点をしっかりと再確

闘

61

വ

結

破

壊

組合

大阪労

働

運

動

 \mathcal{O}

精華であ

以上

認

ひとりひとりの

組